

## ブロック別民俗芸能大会 その歴史と現在

著者	宮田 繁幸
雑誌名	芸能の科学
号	32
ページ	173-200
発行年	2005-03-31
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1440/00003100/">http://id.nii.ac.jp/1440/00003100/</a>



# ブロック別民俗芸能大会

その歴史と現在

宮田 繁幸

はじめに

- 一 ブロック別民俗芸能大会の歴史
- 二 ブロック別民俗芸能大会の現状
- 三 ブロック別民俗芸能大会の今後

## はじめに

前号で過去四十五回にわたるブロック別民俗芸能大会の出演芸能について、その一覽を提示したが、本稿では、ブロック別民俗芸能大会そのものの歴史と現在の状況及び直面している課題等につき考察したい。

### 一 ブロック別民俗芸能大会の歴史

発足

第一回ブロック別民俗芸能大会は、昭和三十四年に全国を五ブロックに分け開催された。その折りの各ブロック大会の開催地と出演芸能は、以下の通りである。<sup>1)</sup>

北海道・東北ブロック民俗芸能大会

開催期日 昭和三十四年十月二十一日

開催地 宮城県仙台市

会場 仙台市公会堂

出演芸能 松前神楽（北海道）、平塩舞楽（山形県）、自奉楽（福島県）、根子番楽（秋田県）、津軽獅子舞（青

森県）、衣川念仏剣舞（岩手県）、芋沢田植踊（宮城県）

## 関東ブロック民俗芸能大会

開催期日 昭和三十四年九月二十六日

開催地 東京都新宿区

会場 日本青年館

出演芸能 木崎音頭（群馬県）、大日堂獅子舞（栃木県）、東金砂神社田楽踊（茨城）、ささら獅子天狗拍子（埼

玉県）、御岳の太々神楽（東京都）、無生野の念仏踊（山梨県）、佐渡花笠踊（新潟県）、雨宮御神事

（長野県）、初島の鹿島踊（静岡県）

## 近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会

開催期日 昭和三十四年十一月十八日・十九日

開催地 京都府京都市

会場 京都祇園甲部歌舞練場

出演芸能 小津のなぎなた祭（滋賀県）、水間寺千本餅つき（大阪府）、壬生狂言（京都府）、越中おわら踊・五

ヶ山追分踊（富山県）、久世六斎念仏（京都府）、題目立（奈良県）、仏舞（福井県）、国府村金蔵獅

子（岐阜県）、伊勢大神楽（三重県）、鴨川住吉神社神事（兵庫県）、吉祥院六斎念仏踊（京都府）

## 中国・四国ブロック民俗芸能大会

開催期日 昭和三十五年一月二十八日

開催地 岡山県岡山市

会場 葦川会館

出演芸能 越路雨乞踊（鳥取県）、備中神楽（岡山県）、南条踊（広島県）、はねおどり（広島県）、青獅子舞（島根県）、住吉神社お船謡（山口県）、綾子踊（香川県）、阿波人形浄瑠璃（徳島県）、太刀踊（高知県）、五ツ鹿踊（愛媛県）

九州地区民俗芸能大会

開催期日 昭和三十四年五月二十五日

開催地 福岡県久留米市

会場 久留米市公会堂

出演芸能 竹の曲（福岡県）、博多独楽（福岡県）、御田植（佐賀県）、平戸神楽（長崎県）、宗方万灯（熊本県）、

北原芝居（大分県）、高千穂の夜神楽（宮崎県）

これらの大会は、それぞれの開催地都道府県が中心的な主催者となり、国（文化財保護委員会）が後援するという形式がとられ、国庫補助事業として位置づけられているが、この年から全国で一斉にブロック大会が始まった事から見ても、当時の文化財保護委員会からの強い意向が働いていたことは明白である。ではその当初の目的はどのようなところにあつたのであろうか。

平成十三年三月に刊行された『文化財保護法五十年史』<sup>2)</sup>には、ブロック別民俗芸能大会について、

この大会は、各ブロック内に伝承されている民俗芸能のうち、価値の高いものをひろく一般に公開することに  
よって、民俗芸能の普及・振興、ひいては民俗芸能の保存・伝承を図ることを目的として開催されるものである。

また、文化財保護委員会当時は、全国に伝承されている民俗芸能の実態が把握されていなかったため、財団法人日本青年館主催の「全国民俗芸能大会」と併行して民俗芸能の伝承状況を確認する機会として活用された。と記し、発足当初は「民俗芸能の伝承状況を確認する機会」という意味合いをもっていた事を認めている。この大会における公開を民俗芸能の調査機会ととらえる見方は、資料の年代がさかのぼるほど明確になる。

昭和三十七年発行の雑誌『民俗芸能』創刊号の「ブロック別民俗芸能大会について」と題する一文では、

文化財保護委員会においては、全国を五ブロック 中略 にわけ、ブロック別民俗芸能大会を企画し、昭和三十四年度から、各ブロック内に遺存する民俗芸能のうちで、価値の高いものをひろく公開し、民俗芸能に対する一般の理解と認識を深めるとともに、公開される民俗芸能を中心として、各都道府県教育委員会の民俗芸能関係者が現地調査を行い、都道府県における民俗芸能保存に関する業務を推進することを目的として、各ブロック内都道府県教育委員会が主催となり、文化財保護委員会と日本放送協会とが後援し、昭和三十四年度から五力年計画<sup>⑤</sup>でブロック別民俗芸能大会が実施されることとなった。

とあり、大会を通じた調査が目的のかなり大きな部分を占めていることが判る。

さらに、昭和三十五年刊行の文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』の第二篇「文化財保護の現状」第七章「無形文化財の保護」第三節「無形文化財の保存」の五「民俗芸能の調査」において、以下のように記されている。

民俗芸能の公開については、先にふれたところであるが、民俗芸能についてはその調査もきわめて不十分で、この調査と今後の対策については一更の検討を要するものである。

民俗芸能は古くより日本各地に遺存してきたものであってこれらの中には、当然重要無形文化財として指定の対象になり得るものが存在しているはずである。しかしながら、これ等の民俗芸能は日本全国にわたって散在し、その数は万余に達しているので、これについての完全な調査も出来ていないのが実情である。これまで委員会が

指定してきた芸能はすべて雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞等のいわゆる中央的芸能であり、地方芸能としての民俗芸能の指定は一件もなされていなかった。このため委員会としても早急にこれ等の悉皆調査を実施して随時民俗芸能の指定を行いたいと考えている。この調査の方法としては、各都道府県教育委員会を通じて行うほか、昭和二十六年から開催している全国民俗芸能大会あるいは昭和三十四年度から開催のブロック別民俗芸能大会等を通じてその調査の万全を計っている。元来民俗芸能は各地方の民俗や生活と密接に結びついているために、生活の変遷にともなうて次第に変化していくものである。このため戦後における生活の激変が民俗芸能に及ぼす影響は大きく、次第にその原形を損ないつつあるのが現状である。したがって早急に調査を完了して指定すべきものは指定し、その保存に万全を期さなければならない。

現在から見れば、大会を民俗芸能の調査機会と考えるこれらの見方には様々な批判もあり得ようが、一方で全国的実態の把握がきわめて不完全であった当時の状況を思うと、有効な手法と考えられていたことも理解できる。

また出演した芸能に関しては、大会出演時に実見されただけでなく、文書・写真・録音等の記録作成も同時に行われ、当時の文化財保護委員会に提出された。これらの記録のうち約十年分に関しては、日本青年館における全国民俗芸能大会の記録と併せて、昭和四十四年度から『無形文化財記録 芸能編1』<sup>4)</sup>として文化庁より刊行されている。

では当時の文化財保護委員会をはじめとする文化財保護部局は、この初期のブロック別民俗芸能大会の成果を現実にもどのように活用していっただろうか。前掲の『文化財保護の歩み』では、民俗芸能の指定の必要が強調されており、ブロック別民俗芸能大会は全国民俗芸能大会と並んで、指定に至る民俗芸能調査の機会を提供することが重要な役割として述べられていた。しかし実際には、民俗芸能の文化財指定は昭和五十年の法改正により「民俗文化財」という新しいカテゴリーが導入されるまで行われることがなかった。何故、雅楽・能楽・人形浄瑠璃文楽・歌舞伎などのい



わゆる古典芸能のみが重要無形文化財に指定され、文化財保護委員会当局が民俗芸能の無形文化財指定の必要性を十分認識しかつその意欲を有していたにもかかわらず、指定に至らなかつたかという問題は、別に項を改めて論ずべき問題であり、本稿では立ち入らない。

しかし民俗芸能の文化財指定は行われなかつたものの、民俗芸能に対する国の文化財的位置づけは、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択する（以下これを「記録選択」という）、という形式で昭和四十五年から順次実施される。この民俗芸能の記録選択は、初期に選択されたものの多くが指定制度導入後に重要無形民俗文化財に指定されていることから判るように、当時としては指定に代わる国の民俗芸能の最高の位置づけであつたといえるだろう。そして、この記録選択の実施にはブロック別民俗芸能大会の成果が大きく反映されているのである。次頁の表は、昭和四十五年の第一次（六月八日選択）、及び昭和四十六年の第二次（四月二十一日選択）・第三次（十一月十一日選択）の三回で記録選択された民俗芸能の一覧表である。この三回で九十件の民俗芸能が選択されているが、そのうち記録選択前にブロック別民俗芸能大会に出演し文書・録音・写真の記録を作成したものが五十八件、全国民俗芸能大会に出演し同様に記録を作成したものが四十七件、を数える。ブロック別民俗芸能大会と全国民俗芸能大会の両方に出演したものは二十件であり、どちらの大会へも出演歴がなく記録選択された民俗芸能は十二件に過ぎない。このことから見て、発足から十年余りの初期ブロック別民俗芸能大会が、全国民俗芸能大会とならんで調査・記録作成の場として十分に活用され、その成果がかなり直接的に文化財保護行政に反映している姿が見て取れよう。

## 181 ブロック別民俗芸能大会

## 民俗芸能の無形文化財としての記録選択(第1次~第3次)

	名 称	選 択 年 月 日	保 護 団 体	都 道 府 県	ブ ロ ッ ク	全 国 大 会
1	毛越寺の延年	1970.06.08	毛越寺延年の舞保存会	岩 手		
2	秋保の田植踊	1970.06.08	馬場民俗芸能保存会	宮 城		
3	大日堂舞楽	1970.06.08	大日堂舞楽保存会	秋 田		
4	黒川能	1970.06.08	黒川能保存会	山 形		
5	下長磯の式三番	1970.06.08	下長磯三番叟保存会	群 馬		
6	鷲宮催馬楽神楽	1970.06.08	催馬楽神楽保存会	埼 玉		
7	鬼来迎	1970.06.08	鬼来迎保存会	千 葉		
8	小河内の鹿島踊	1970.06.08	鹿島踊愛好会	東 京		
9	チャッキラコ	1970.06.08	ちゃっきらこ保存会	神 奈 川		
10	綾子舞	1970.06.08	綾子舞保存振興会	新 潟		
11	賀茂神社の稚児舞	1970.06.08	加茂神社神事伝承会稚児舞部	富 山		
12	睦月神事の芸能	1970.06.08	睦月神事奉賛会	福 井		
13	天津司舞	1970.06.08	天津司舞保存会	山 梨		
14	雪祭の芸能	1970.06.08	雪祭保存会	長 野		
15	長滝の延年	1970.06.08	長滝の延年保存会	岐 阜		
16	西蒲の田楽	1970.06.08	西蒲田楽保存会	静 岡		
17	花祭の芸能	1970.06.08	北設楽花祭保存会	愛 知		
18	伊勢太神楽	1970.06.08	伊勢太神楽講社	三 重		
19	長浜曳山狂言	1970.06.08	長浜曳山祭文化財保護委員会	滋 賀		
20	壬生狂言	1970.06.08	壬生大念仏講中	京 都		
21	上鴨川住吉神社の神事舞	1970.06.08	住吉神社神事舞踊保存会	兵 庫		
22	題目立	1970.06.08	題目立保存会	奈 良		
23	那智の田楽	1970.06.08	那智田楽保存会	和 歌 山		
24	佐陀神能	1970.06.08	佐陀神能保存会	島 根		
25	備中神楽	1970.06.08	備中神楽保存会	岡 山		
26	はやし田	1970.06.08	原田はやし田保存会	広 島		
27	西祖谷の神代踊	1970.06.08	神代踊保存会	徳 島		
28	吉良川の御田舞	1970.06.08	御田祭保存会	高 知		
29	幸若舞	1970.06.08	幸若舞社中	福 岡		
30	白鬚神社の田楽	1970.06.08	川久保田楽保存会	佐 賀		
31	竜踊	1970.06.08	竜踊保存会	長 崎		
32	阿蘇の御田植	1970.06.08	阿蘇神社氏子会	熊 本		
33	高千穂神楽	1970.06.08	浅ヶ部神楽保存会	宮 崎		
34	市来の七夕踊	1970.06.08	七夕踊庭割衆	鹿 児 島		
35	田子神楽	1971.04.21	田子神楽保存会	青 森		
36	早池峰神楽	1971.04.21	早池峰神楽保存会	岩 手		
37	牡鹿法印神楽	1971.04.21	牡鹿法印神楽古実会	宮 城		
38	保呂羽山の霜月神楽	1971.04.21	霜月神楽保存会	秋 田		
39	杉沢比山	1971.04.21	杉沢比山保存会	山 形		
40	御宝殿の田楽と獅子舞	1971.04.21	御宝殿熊野神社の田楽保存会	福 島		
41	金砂田楽	1971.04.21	金砂田楽保存会	茨 城		
42	奈佐原文楽	1971.04.21	奈佐原文楽座	栃 木		
43	横瀬人形	1971.04.21	横瀬人形保存会	埼 玉		
44	白間津ささら踊	1971.04.21	白間津ささら踊保存会	千 葉		
45	相模人形芝居	1971.04.21	相模人形芝居連合会	神 奈 川		
46	佐渡の人形芝居	1971.04.21	佐渡人形芝居保存会	新 潟		

	名 称	選挙年月日	保 護 団 体	都道府県	ブロック	全国大会
47	尾口のでくまわし	1971.04.21	でくまわし保存会	石 川		
48	水海の田楽能舞	1971.04.21	鵜甘神社氏子会	福 井		
49	坂部の冬祭の芸能	1971.04.21	大森諏訪社氏子会	長 野		
50	能郷の猿楽狂言	1971.04.21	能と狂言の保存会	岐 阜		
51	藤守の田遊び	1971.04.21	藤守の田遊び保存会	静 岡		
52	三河万歳	1971.04.21	三河万歳保存会	愛 知		
53	淡路人形浄瑠璃	1971.04.21	淡路人形協会	兵 庫		
54	篠原踊	1971.04.21	篠原おどり保存会	奈 良		
55	国分寺蓮華会舞	1971.04.21	蓮華会舞保持者会	島 根		
56	白石踊	1971.04.21	白石踊会	岡 山		
57	八代の花笠踊	1971.04.21	花笠踊保存会	山 口		
58	綾子踊	1971.04.21	綾子踊保存会	香 川		
59	伊予神楽	1971.04.21	伊予神楽かんなぎ会	愛 媛		
60	八女の灯籠人形	1971.04.21	福島灯籠人形保存会	福 岡		
61	高瀬の荒踊	1971.04.21	高瀬の荒踊保存会	佐 賀		
62	平戸のジャンガラ	1971.04.21	平戸ジャンガラ保存会	長 崎		
63	吉弘楽	1971.04.21	吉弘楽保存会	大 分		
64	諸鈍芝居	1971.04.21	諸鈍芝居保存会	鹿 児 島		
65	八戸のえんぶり	1971.11.11	八戸えんぶり保存連合会	青 森		
66	永井の大念仏	1971.11.11	永井大念仏剣舞保存会	岩 手		
67	小迫の延年	1971.11.11	無形文化財小迫祭保存会	宮 城		
68	西馬音内の盆踊	1971.11.11	西馬音内盆踊保存会	秋 田		
69	石井の七福神と田植踊	1971.11.11	石井芸能研究会	福 島		
70	綱火	1971.11.11	綱火保存連合会	茨 城		
71	板橋の田遊び	1971.11.11	板橋の田遊び保存連合会	東 京		
72	吉浜の鹿島踊	1971.11.11	吉浜鹿島踊保存会	神 奈 川		
73	弥彦神社の舞楽	1971.11.11	弥彦神社舞楽保存会	新 潟		
74	野大坪万歳	1971.11.11	越前万歳保存会	福 井		
75	一之瀬高橋の春駒	1971.11.11	春駒保存会	山 梨		
76	雨宮の御神事の芸能	1971.11.11	雨宮御神事踊保存会	長 野		
77	下呂の田の神祭の芸能	1971.11.11	下呂の田の神祭保存会	岐 阜		
78	徳山の盆踊	1971.11.11	徳山古典芸能保存会	静 岡		
79	田峰の田楽	1971.11.11	田峰田楽保存会	愛 知		
80	勝手神社の神事踊	1971.11.11	勝手神社神事踊保存会	三 重		
81	住吉の御田植神事の芸能	1971.11.11	御田植神事保存会	大 阪		
82	花園の御田舞	1971.11.11	郷土古典芸能保存会	和 歌 山		
83	大和佐美命神社の獅子舞	1971.11.11	大湯棚獅子保存会	鳥 取		
84	大宮踊	1971.11.11	大宮踊保存会	岡 山		
85	比婆の荒神神楽	1971.11.11	比婆神代神楽社	広 島		
86	滝宮の念仏踊	1971.11.11	滝宮念仏踊保存会	香 川		
87	秋葉祭の芸能	1971.11.11	秋葉神社祭礼練り保存会	高 知		
88	感応楽	1971.11.11	山田の感応楽保存会	福 岡		
89	オーモンデー	1971.11.11	オーモンデー保存会	長 崎		
90	下水流の白太鼓踊	1971.11.11	下水流白太鼓踊保存会	宮 崎		

その後の変遷

さてその後の現在に至るブロック別民俗芸能大会の流れについては、重要な事項について記すにとどめたい。

昭和四十六年

第二十六回芸術祭から「移動芸術祭」が発足。以後ブロック別民俗芸能大会はこの移動芸術祭協賛公演に位置づけられる。これにより、文化庁より出演団体に対する謝金的な性格を持つ協賛金が支出されるようになった。

昭和四十九年

沖縄県本土復帰により、九州地区民俗芸能大会に沖縄県が参加。一方関東ブロック民俗芸能大会はこの年より休止。

昭和五十二年

関東ブロック民俗芸能大会、再開。

この時期で注目すべきは、関東ブロックの動向であろう。関東ブロックは一都十県が属するブロックであり、参加都道府県数は、近畿・東海・北陸ブロックに次ぐ。この関東ブロックの大会が昭和四十九年にいったん中止され、昭和五十二年度から新たな方式で再開される経緯については、栃木県の文化財保護行政や博物館業務に深く関係した尾島利雄氏は次のように述べている。<sup>13)</sup>

本来民俗芸能はムラのものであり、興味と関心のある者は当然現地を訪れ見学すべきであると考えていた私が、こうした民俗芸能大会を積極的に進めるようになったのは多少のデメリットはあっても、このままで行くと消滅しそうなこの種の芸能を救うためには、より多くの人々にこうした芸能の存在意義を知ってもらおうと同時に、伝

承者にオラがムラの民俗芸能を上演することに誇りを感じさせる必要があるというおもいが強かったからである。ところがである。長いこと民俗芸能大会を各地でやっているうちに、ムラの芸能を舞台に乗せることによって生じるのではないかとひそかに私が危惧したことが、とうとう現実の問題として姿を見せるようになってきてしまったのである。

そこでこれは考えねばと思い、一番金と人手がかかる関東ブロックの民俗芸能大会にスポットをあててその存続の可否を考えた結果、その当時のやり方では労多くして益少ないと判断し、一時中止を提案したのである。この結果が第十六回〜第十八回までの中止となったのである。

この尾島氏の言からは、具体的にどのような問題がブロック大会休止の主因となったかは必ずしも明らかではないが、前掲箇所後に民俗芸能大会のデメリットとして、

舞台上での公演のため臨場感に乏しく、その上芸能の育て上げた風土自然を知ることが出来ない。

制限された時間と舞台上の公演のため芸能の一部しか見られないばかりでなく、演出上の効果をねらうあまり、極端な例をあげればその芸能の芸能態が変容させられる場合も出てくる。

テレビや有名劇場、著名な演出家の演出などによる舞台構成によって単に一時的に芸能態が変わるばかりでなく、その変容がムラの中にまで持ち込まれるおそれがある。

舞台上での出演が多くなるにつれてプロ化し、素人が演じるという民俗芸能の本来の姿が失われ、出演に当たって金銭問題でのトラブルなどまでひきおこすおそれがある。

という四点を指摘しており、こうした問題点に類する事態が生じていたことをうかがわせる。この休止期間中にどのような検討がなされたのかについては、現時点で具体的な資料を見つけることが出来ないため不明である。しかし休止前と再開後の関東ブロック民俗芸能大会のあり方を比較すると、ある程度問題点と検討の過程が推測できる。

休止直前の第十五回関東ブロック民俗芸能大会は、昭和四十八年九月二十九日正午～午後五時まで山梨県富士吉田市の富士五湖文化センター大ホールにおいて、ブロック内一都十県から以下の芸能が出演して開催された。

猿島ばやし（茨城県）、加茂の花踊（千葉県）、富山の佐々良舞（栃木県）、白山神社の田遊神事（新潟県）、懐山田楽（静岡県）、近戸神社の獅子舞（群馬）、荻日吉神社の神楽（埼玉）、奈良本の獅子神楽（長野）、鹿島踊（神奈川）、江戸の里神楽（東京）、吉田歌舞伎（山梨）

一方、再開後の第十九回関東ブロック民俗芸能大会は、昭和五十二年十月八日正午より埼玉県浦和市（当時）の埼玉会館小ホールにおいて、以下の七団体の出演により開催されている。

閩戸の式三番（埼玉県）、能生町の綾踊（新潟県）、足柄ささら踊（神奈川県）、岩沼の獅子舞（千葉県）、北口本宮富士浅間神社の神楽（山梨県）、葛西のおしゃらく（東京都）、老袋の万作（埼玉）

この両者を比較すると明らかのように、ブロック内全都県から一団体毎の出演させていた休止前の状況が、再開後は参加都県は六都県に限定し、主催県の二団体の出演を含めて七団体の出演形式に変更されている。このときのプログラムの実行委員会委員長の「あいさつ」冒頭には、

このたび、文化庁移動芸術祭の一環として、関東ブロック一都十県の中から、関ブロ方式により土の薫りの高い民俗芸能が一堂に会し、公開のはこびとなりましたことは誠に意義深く、御同慶にたえないところであります。とあり、この再開後の開催形式を「関ブロ方式」と呼んでいる。この方式は現在に至るまで関東ブロックで基本的に継承されている形式であり、前回主催都県は二年続けて団体出演を行い、それ以外のブロック内各都県は隔年で出演団体を大会へ参加させるというものであり、同プログラムの最終頁には今後十年間の開催都県及び参加都県の予定表も掲載されている。この形式の眼目は、出演団体を減らすことにより舞台上での時間的制約を緩和すること、隔年参加により各都県の出演団体選考に当たっての時間的・経済的余裕を生むこと、にあったらうと思われる。この開催形

式変更により、前述の尾島氏の指摘するデメリットがすべて解消したとは考えられぬが、出演団体減により生じた時間的余裕により、芸能短縮または再構成の危険性を減らし、その芸能の現地性を解説等で補足できる状況が生まれたことは考えられる。

平成五年 全五ブロックの大会に重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」が特別出演。

これは国連が一九九三年を「先住民のための国際年」と宣言したことに關係して、北海道アイヌ古式舞踊連合保存会及び北海道の要望を受けた形で文化庁から各ブロックにアイヌ古式舞踊各二団体を派遣したものである。これにより、通常の団体数より二団体が増えたため、各ブロックの大会運営は時間調整など様々な困難があったが、従来のブロックの枠を超えた他地域の芸能に対する関心と呼ぶ結果となった。

平成八年 芸術祭見直しにより移動芸術祭協賛名義が廃止され、文化庁後援事業となる。

国際民俗芸能フェスティバル開始。

この年、昭和四十六年より続いていた「文化庁移動芸術祭協賛公演」の冠が廃止され、「文化庁後援事業」に切り替わった。これは単にブロック別民俗芸能大会に対する呼称変更にとどまらず、それまで協賛金の名目で支出された文化庁からの経費がカットされるという事を意味した。そもそも芸術祭関係事業は文化庁の中の芸術文化振興を主管する文化部の管轄であり、文化財保護を担当する文化財保護部（当時）とは予算的にも別立てであり、各都道府県担当者にとってみれば、突然の打ち切りの印象が強く、当時文化庁伝統文化課の芸能担当官として各都道府県のプロック大会担当者と接していた経験から見ると、出演団体への説明等でかなり混乱した年度であった印象が強い。決して多額ではなかったものの、あらかじめ支給が期待されていた協賛金がなくなったことにより、その補填をどのように

するかについては、これ以降補助事業費の中に各団体への旧協賛金分をあらかじめ組み込むという方式をとるブロックと、廃止されたまま団体への謝金支出は行わないとするブロックに現実的な対応がわかれることになった。出演謝金の問題は、ブロック別民俗芸能大会のみならず、その是非について種々の意見のあるところであるが、少なくとも全国一律で国から各ブロック出演団体毎に均等に支出される事はなくなったのである。

また、この年より文化庁の新たな事業として、「国際民俗芸能フェスティバル」という事業が立ち上がった。『文化財保護法五十年史』では、次のように記す。

平成八年度から、国際民俗芸能フェスティバルを文化庁と開催地都道府県教育委員会等との共催及び社団法人全日本郷土芸能協会の協力によって毎年開催している。本大会は、我が国の民俗芸能と関連の深いアジア各国の特色ある民俗芸能を日本の民俗芸能とともに公開して、その価値を広く一般に周知し、また、無形の文化財の保存伝承に関する意見交換及び相互交流を実施して、民俗文化財の保存・振興、文化の国際交流、文化財公開による地域振興等に寄与することを目的としている。

開催地はブロック別民俗芸能大会を開催している五ブロックの中から、開催を希望する二ないし三ブロックを文化庁が選び、当該ブロック別民俗芸能大会を国際民俗芸能フェスティバルとして実施している。国内の民俗芸能の招へい、公開事業については開催地都道府県教育委員会が担当し、ブロック別民俗芸能大会に準じてブロック内各都道府県から出演芸能を選定する。一方、海外の民俗芸能に関わる招へい・国内移動・舞台構成等は文化庁が担当する。海外招へい芸能に関しては、毎年度テーマを設定し、それに即して招へい芸能団体を決定する。

(後略)

つまり、この年から五ブロックのうち二ないし三ブロックの民俗芸能大会は、国際民俗芸能フェスティバルとして実施されたのである。<sup>33)</sup>ここで大きな問題となったのは、前記の「文化庁と開催地都道府県教育委員会等との共催」事



業という性格付けであった。海外芸能に関わる予算・事務に関しては文化庁が、国内芸能部分については開催都道府県が担当するという役割分担による共催事業であるが、これによって国際民俗芸能フェスティバルとして実施されるブロック別民俗芸能大会は国庫補助の対象外となり、主催都道府県の財政負担は通常の国庫補助事業として実施する場合に比べ倍増したのである。特に初年度である平成八年度は、文化庁予算の決定時期より各主催県の次年度予算決定が先行していることから、次年度開催予定県は既に国庫補助事業を前提として予算組を終えており少なからぬ混乱が生じた。一般に国庫補助事業は、申請に対するヒアリング・内定・交付決定という手続きによってその適否が審査され、長年継続している事業であっても名目的にはその年度毎に採択がなされる建前であるが、ブロック別民俗芸能大会のように、もともと国からの要請を背景に始まった事業でかつ長期間継続しているものについては、当然国庫補助対象となるものと考えられていた。この事業構造はこの後常に問題とされることとなる。結局初年度は、文化庁と各開催県の協議により、北海道・東北ブロック（福島県）、関東ブロック（新潟県）、九州地区（大分県）の三カ所が、国際民俗芸能フェスティバルとして開催された。このような開催方式は、平成十五年度まで継続する。

さて、開催・運営の面では様々な困難の生じた国際民俗芸能フェスティバルであるが、事業効果としては積極的に評価すべき面も少なくない。まず指摘できるのは観客数の増加である。ブロック別民俗芸能大会は年度毎に開催県及び開催都市が変わりそれにつれて観客数も変動するため、正確な意味での増減比較は困難であるが、減多に見ることの出来ない海外芸能の出演が観客増加に寄与した面は認められるだろう。また、ブロック内の出演団体と海外芸能団体の交流会等の実施により、いわゆる国際交流の場としての役割も決して少なくなかったといつて良いだろう。初期には専門家等によるシンポジウムやワークショップなども企画されたが、こうした啓発的な企画よりもむしろ国内外の芸能団体が率直に交流できる場を提供した面を評価したい。いずれにせよ、良い意味でも悪い意味でもある種安定していたブロック別民俗芸能大会のあり方に対して、国際民俗芸能フェスティバルの導入が大きな刺激となったこと

は認めて良いと思う。

平成十五年 文化庁買い上げ記録を変更。従来の文書・写真・録音から、文献リスト・映像資料リストへ。

発足当時からブロック別民俗芸能大会の担ってきた大きな役割である記録の提出であるが、前述の『無形文化財記録 芸能編1〜4』として刊行された後は、生の記録資料として文化庁により保管されるにとどまる状況が続いている。もちろん、国の保護施策の資料としての活用は文化庁内部で行われたであろうが、各地で調査報告書の刊行が一般化したまた映像記録も盛んに行われるようになった今日、こうした舞台上での記録作成の必要性は開始当初に比べ著しく減少したと行って良い。むしろ各地で独立して作成された多くの記録類の所在等の情報が、管理されていない状況が現在大きな問題となっている。生の記録類の提出から、既存記録情報リストの提出へとこの転換は、こうした状況に応じたものと思われる。実際にはブロック別民俗芸能大会が民俗芸能の貴重な調査の場として機能しなくなるあるいはそうした調査手法そのものが適切でないと考えられるようになって久しいが、この転換はブロック別民俗芸能大会の担うべき（あるいは現実は今担っている）役割を、公式に追認したものといえるのではないだろうか。

## 二 ブロック別民俗芸能大会の現状

ここではブロック別民俗芸能大会の近年の状況と傾向について整理する。

### 運営組織

ブロック別民俗芸能大会は、その長い歴史の中で色々な運営形態をとったが、近年はほぼ以下のような形が一般的

となっている。

主催者

一 各ブロック（地区）民俗芸能大会実行委員会（必須）

この組織は、ブロック内各都道府県教育長または教育委員会文化財保護担当課長等で各年度毎に組織され、その年度の大会の企画・運営等に責任を負うとされる。ただし実際の協議は、各都道府県教育委員会文化財保護担当課（室）の担当者が行い、各県教育長等の実行委員が実際に一堂に会して協議することはない。通常実行委員会（実質は担当者会議）は、五月または六月頃に第一回が行われ、大会本番前日または当日の午前中に第二回が行われる。第一回の会議では、当該年度の各都道府県出演団体についての説明、出演順・リハーサル順などの協議、楽屋割等が決められる。第二回は、本番前の最終確認と、次回開催都道府県と開催地等が決定される。ブロックによっては、これ以外に担当者会合を持つところもあるが、通常はブロック内民俗芸能担当者が集まる貴重な機会であり、様々な情報交換も同時に行われる。

二 開催都道府県教育委員会（必須）

ブロック別民俗芸能大会の実質的筆頭主催者であり、大会に関する予算措置、対文化庁及びブロック内各都道府県との連絡調整等の事務局昨日全般を担当する。

三 開催都道府県・開催地市町村及び同教育委員会、地元新聞社・放送局等（任意）

必要に応じて主催者に名を連ねる場合があるが、原則として名目的主催者にとどまる。

後援

一 文化庁

前述のように、平成八年度に文化庁移動芸術祭協賛公演の名義廃止に伴い、文化庁後援事業となる。

二 その他（開催地市町村・同教育委員会、新聞社・放送局等）

協賛

一 全国民俗芸能保存振興市町村連盟

全国の民俗芸能の所在する市町村により組織された全国民俗芸能保存振興市町村連盟は、全国五つのブロック別民俗芸能大会を協賛し、総額八十万円の協賛金（平成十五年度決算ベース）を支出している。

予算

ブロック別民俗芸能大会の事業費予算は、ブロック毎にもかなりな差があり、またブロック内でも開催都道府県によりかなりばらつきがあるが、およそ三〇〇万円から八〇〇万円程度の額となっている。公表されているいくつかの例を見てみよう。

（通常のブロック別民俗芸能大会）

平成十二年度関東ブロック民俗芸能大会（埼玉県HP上「平成十二年度事務事業評価調査」より）

開催地：埼玉県 開催地：さいたま市

県負担額：一五二一（千円） 国庫補助額：一五二一（千円） 総事業費：三〇四二（千円）

平成十六年度九州地区民俗芸能大会（大分県教育庁HP「平成十六年度大分県教育庁行政概要」より）

開催地：大分県 開催地：竹田市

県負担額：二〇〇〇（千円） 国庫補助額：二〇〇〇（千円） 総事業費：四〇〇〇（千円）

（国際民俗芸能フェスティバルとしての開催時）

平成十三年度近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会（滋賀県教育委員会HP「平成十三年度当初予算概要書」より）

開催地：滋賀県 開催地：大津市 事業費：七六七〇（千円）

平成一五年度九州地区民俗芸能大会（宮崎県HP「平成十六年度政策評価の全評価シート」より）

開催地：宮崎県 開催地：宮崎市 事業費：四六三六（千円）

以上は開催都道府県の事業費例であるが、これらの中には開催都道府県以外の出演芸能団体の派遣費用は含まれておらず、それらは派遣元の都道府県が別途予算化している。これも、都道府県毎の差が大きく、また当該年度の開催地との距離や出演団体の人数等によって年度毎のばらつきが大きいが、一団体当たり二〇万円から六〇万円程度である。

近年の傾向

ブロック別民俗芸能大会において近年顕著に見られる傾向として第一に指摘できるのは、会場選定に関わる様々な工夫が見られることである。従来の大会は文化会館や公会堂といったいわゆる一般舞台での開催が一般的であったが、近年これに変わって屋外ステージでの公開や、観客席との高低差の少ない平面的会場の使用などの取り組みが見られるようになった。屋外ステージの例としては、平成十五年度中国・四国ブロック民俗芸能大会がある。同大会は倉敷市のテーマパークであるチボリ公園内のプレーネンステージという野外ステージを使用したもので、観客は自由に立ち止まりまたはステージ前のベンチで鑑賞するという形式であった。ステージそのものには屋根はかかっていたものの、雨天時には別会場を手配するなど、通常よりも運営面で手間のかかる取り組みであったが、陽光の下での屋外の民俗芸能は、通常のホール公演とは違う身近さを観客に与えることに成功していたと思う。また平成十五年度の近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会では、京都府亀岡市のガレリア亀岡という施設が使用された。この会場では、観客席からみて通常よりも低い位置に舞台が設営され、また舞台の下手には観客席と同じ平面にかなり広い空間が設けられ、そこに祭の曳山の実物を持ち込み、実際に曳山囃子を演奏する場面を見せた。これなども、通常の額縁舞台ではかなり困難なセッティングであり、芸能をより身近に感じさせる演出として成功していた。また平成十六年度の中国・四国ブロック民俗芸能大会では、芝居小屋として有名な香川県琴平町の金丸座が会場とされた。この大会は残念ながら未見であるが、やはり従来の文化ホールの舞台からの脱却の動きであろう。

もう一つ近年の傾向として目立つのは、他のイベントとのタイアップまたは、同時開催といった動きである。平成十三年度の中国・四国ブロック民俗芸能大会は、当時開催されていた地方博覧会「山口きらら博」の会場で実施されたし、平成十六年度は関東ブロック民俗芸能大会が茨城県水戸市で開催された。「第十二回地域伝統芸能全国フェスティバルいばらぎ」と同時開催され、九州地区民俗芸能大会は開催地大分県竹田市の「市制施行五十周年記念 城下町ふるさと文化芸能大会」と同時開催された。これら他イベントとの同時開催は、会場周辺の祭の雰囲気盛り上げ観

客動員のプラスをねらったものであり、実見した大会の中には成功したと評価できるものがあった。しかし、時としてブロック別民俗芸能大会よりも派手なイベントの方に人々の注目が集中してしまい、ねらいとは逆効果になる危険性も多分にあることを認識しておくべきであろう。

### 三 ブロック別民俗芸能大会の今後

最後に今後のブロック別民俗芸能大会のあり方について私見を述べたい。

#### 事業目的と評価手法

前述のように、当初の大きな目的の一つであった民俗芸能の調査・記録作成の場という性格がほとんど見られなくなった現在のブロック別民俗芸能大会は、その事業目的を、民俗文化財の価値の一般への普及啓発と、出演団体に公開の場を提供することによる当該民俗芸能の伝承活性化、に置いている。これは、近年の大会のプログラム中の主催者あいさつ中の事業趣旨に関する部分（註）からも、ブロック間あるいは開催都道府県間で比重の軽重は若干見られるものの、ほぼ共通認識となつているといって良いだろう。

では、これらの事業目的が適切に達成されたか否かの評価についてはどうであろうか。制度上からいえば、国を含めた行政体の事業は、市民の代表たる議会によってその事業計画及び予算が審議され、適正に執行されたかについても決算の承認という手続きによつて、その正当性が保証されていることになる。しかしこうした名目的チェックだけでは公的事業の公正性の確保と予算運用の効率性が十分確保できないという反省から、近年一般に対する情報公開の促進と、事業の評価の公開が積極的に行われるようになってきている。文化財関係事業もその例外ではなく、公費を

使った事業である以上、いかに無駄のない予算執行がなされたか、投入された予算に見合う成果が達成されたかについて、常に納税者の厳しい判断にさらされる状況が当たり前になりつつある。既にブロック別民俗芸能大会の予算についての例で見たように、いくつかの都道府県では既に事業毎の自己評価表（シート）を作成し、それをホームページ上で一般に公開する事も行われている。こうした際、どのような指標によりその事業目的の達成度を評価するのかということが、大きな問題となる。現在多く見られる形式は、集客率と観客アンケートによる大会に対する満足度の数値を定量的指標とする考え方で、集客率目標値（例えば会場キャパシティの八割など）・満足度目標値（例えばアンケート有効回答中七割五分など）を設定して、それをクリアできていれば普及・啓発の事業目的は達成されたとするものである。前述の「近年の傾向」も、直接的にはこうした集客率が事業評価の大きな要素として注目されるため生まれたものといえるだろう。これは客観的指標としてはわかりやすいものであるが、実際には数のみか問題にされ、どのような観客であったかについてはあまり問われない。実際の大会に足を運ぶと、やはり高齢者の割合が高い事が多い。もちろん高齢者が多いといったことが、その事業成果を減少させるわけではないが、普及・啓発の必要性から考えれば、より若年層を積極的に呼ぶ努力も必要である。こうした意味で、単に集客率だけでなく、年齢別・男女別といった観客のデータ収集も、必要な考え方であろう。

しかし一方で、事業目的のもう一つの柱である、伝承活性化に関しては、明確な定量的指標が示されず、定性的な効果に関する記述中心の評価が一般的である。その大会に出演したことにより、各団体の伝承の活性化に効果があったのかを定量的に評価することはきわめて困難であり、定性的記述によらざるを得ないということもある。また伝承活性化の効果は即時的に現れるものでなく、大会参加後の何年間かの団体活動を持続的に見なければ判定できず、通常事業年度の次年度には公表される評価には反映しにくいといった事情も考えられる。しかし事業者から完全に独立した第三者による定性的評価のシステムが確立されていればまだしも、事業者自身の定性的評価は、ともすれば割



り引いて見られるおそれが有りはしないだろうか。また、事業成果を次年度以降の改善にフィードバックしていくためにも、出演団体へのアンケート調査や、大会参加後の最初の現地公開状況の確認などを通じて、何らかの客観的評価基準を検討する段階にきているのではないだろうか。

#### 事業運営組織

全国を五ブロックに分け、各ブロック内各都道府県が持ち回りで開催するという現行の枠組みについては、その歴史の長さから簡単に変更することは困難であるが、この形が現在ベストであるかどうか再考する余地は大きいと考える。

まず全国を五ブロックとするのが適当かどうかについては、地理的・歴史的・文化的特性から見てベストな組み合わせとは思われない。通常使われる単位よりも広域のブロックが存在するため、ブロック毎の参加都道府県数のばらつきが大きく、あるブロックでは比較的少ない出演団体数で持ち時間にも余裕がある一方、大きなブロックでは出演団体数も多く舞台上の演技時間も短くならざるを得ない状況がある。この再編は様々な事情から相当に困難ではあるが、五〇回を数年後に控えた今、ブロックの枠を超えた真剣な議論を望みたい。

また、現行の実行委員会のあり方についても検討すべき課題があるように思われる。前述のように、現行の各ブロック民俗芸能大会実行委員会は、名目上の筆頭主催者ではあるが、実際にはブロック内各都道府県からの報告の場という性格が強い。その年の出演芸能団体を最終的に了承する場ではあっても、各担当から提案される団体に対して大会全体の構成から再考させるといったことは現実には起こらない。すなわち実質的な出演団体の選定は派遣元都道府県の役割であり、その団体を前提とした枠内での出演順の調整等を行っているに過ぎない。これは、この大会が開催都道府県の補助事業として位置づけられ、それ以外のブロック内各都道府県が団体派遣の予算を持つという構造であ

るといふ点が大きく影響している。実行委員会という組織を持ちながら、現実には年度毎の開催都道府県の事業として実施されるため、大会の様々なノウハウが十分蓄積されず生かされない。もちろんブロックによつては、大会時以外にも担当者の会議を持ちノウハウの蓄積に努力しているところもある。しかし根本的には、実行委員会が名目的にも実質的にも大会の主催者となる事によつて、事業成果を生かした展開が可能になる点が多いように思われる。この実現のためには、文化庁が実行委員会を国庫補助事業者と認め、かつ実行委員会の財政基盤を各都道府県が負担するという構造が必要であるため簡単ではないが、真剣に討議すべき価値はあると考える。

以上ブロック別民俗芸能大会の今後のあり方について述べてきた。その他、「出演団体に対する対価支払いの是非」なども論ずべき課題ではあるが、これはブロック別民俗芸能対に限らず民俗芸能の現地公開以外の公開全体に関わる問題であるので、機会を改めて述べることにしたい。

ブロック別民俗芸能大会は、全国民俗芸能大会に次ぐ歴史を持つ大会であり、文化財保護委員会及び文化庁、各都道府県教育委員会が関係するという点で、文化財保護の性格を色濃く持つ、あるいは持つと期待される催しである。本稿ではその歴史・現状・今後について種々私見を述べたが、その時々の中で努力され伝統を作ってきた関係者に対しては深甚の敬意を表したい。同時に、伝統がある故に、その継続のみが自己目的化するような状況となっていないかを常に検証していくことが、現在の我々の責任であると考える。本稿がその一助となれば幸いである。

## 注

(1) 拙稿「ブロック別民俗芸能大会出演演目一覽」(『芸能の科字』三十一号)の八十六頁。

(2) 平成十三年三月三十一日に発行された本書は、「文化庁監修・文化財保護法五十年史顧問会議編集協力」であり、実際の執筆

は当時の文化庁職員が担当している。現時点での文化庁の最新公式見解と考えて良い。

- (3) 『民俗芸能 創刊号(昭和三十七年五月 民俗芸能友の会) 五十七頁〜五十九頁。署名はないが、その内容から、当時の文化財保護委員会関係者と思われる。』
- (4) 五ブロックのブロック名と各ブロック所属の都道府県名を列記。沖縄県が含まれていないことを除き、現行と同一。
- (5) この五カ年計画という記述は他の資料には見られず、その詳細は未詳。新規事業の場合、年度を限って予算立てをすることは、特に対財政局向けの説明としてはよく見られるため、これもそういう意味合いのものか。
- (6) 三百四十四頁。昭和三十五年十一月一日に発行された同書は、文化財保護法十周年を記念して文化財保護委員会が編集したものであり、ブロック体会発足直後の同委員会の公式見解を示すものである。
- (7) 同書三百三十八頁。「更に日本の各地に遺存している民俗芸能のすぐれたものを東京に集めて全国民俗芸能大会を昭和二十六年から十回、昭和三十四年度からはこれと併行して全国を五ブロックに分け、それぞれのブロックにおいて民俗芸能を公開するブロック別民俗芸能大会を開催して相当の成果を挙げてきている。」
- (8) この点に関しては、笹原亮二「奇妙な舞台・微妙な舞台 民俗芸能大会と民俗芸能研究者」(『民俗芸能研究』第十二号 平成二年十一月 民俗芸能学会) が示唆に富む。
- (9) 全国民俗芸能大会の場合は、文書・写真・録音に加えて、採譜・スケッチ、舞踊等も記録されている。
- (10) 昭和四十四年度「無形文化財記録 芸能編1『民俗芸能 神楽』」、四十六年度「無形文化財記録 芸能編2『民俗芸能 田楽ほか』」、四十九年度「無形文化財記録 芸能編3『民俗芸能 風流 東日本』」。『無形文化財記録 芸能編4『民俗芸能 風流 西日本』』。
- (11) この問題に関しては、俵木悟「文化財としての民俗芸能 その経緯と課題」(『藝能史研究』第一六〇号二〇〇三年一月二〇日 藝能史研究会) が詳しい。
- (12) 尾島利雄「民俗芸能大会について」(『民俗芸能研究』第十二号 平成二年十一月 民俗芸能学会)。
- (13) 国際民俗芸能フェスティバルの実施状況については、拙稿「ブロック別民俗芸能大会出演演目一覧」(『芸能の科学』三十一号)の百二十三頁〜百三十頁を参照されたい。
- (14) 平成十六年度は、国際民俗芸能フェスティバルはブロック別民俗芸能大会と分離され、文化庁の直営事業として、平成十七

年二月十六日に国立劇場で開催された。

(15) 例えば、平成十五年度の近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会のプログラムでは、「この民俗芸能大会は、各府県の地域社会に根ざして伝承されてきました価値の高い民俗芸能が一堂に会し、公開されることにより保存会等の伝承基盤を活性化し、無形民俗文化財の保存・伝承と普及・啓発を図る有意義な大会であります。」とあり、同年度の関東ブロック民俗芸能大会プログラムでは、「関東甲信越静各都県の、地域的特色が顕著な伝統ある民俗芸能を公開することにより、民俗芸能に対する理解と関心を喚起し、併せて各地における保存・伝承活動の活性化に寄与することを趣旨とするこの大会」とある。

【 Summary 】

## District Festivals of Folk Performing Arts - Their History and the Present -

MIYATA Shigeyuki

Today, there are many events of folk performing arts presented on stage throughout Japan. Among these, district festivals of folk performing arts sponsored in turn by board of education of prefectures have had a long history in since 1959. They have big nationwide influences, because the whole country is divided into five blocks and these festivals are held in each block.

These festivals have played a large part in the field of the protection of intangible folk cultural properties protection. But, it is also a fact that various problems are occurring at present. Festival management form, budget, selection of performing arts groups, change in form of the performing arts, audience mobilization, and others, are some example.

This paper, survey the history of these festivals, evaluate the role they have played, and refer to the problems which they face at present.